市町村議会選挙改正案

A

160923 第３部門提出資料
とりプロ事務局

※　以下の６行は、他の改正案を含む全体１ページの「**公職選挙法改正提言骨子**　（１）本中間答申における改正案要旨」の中に組み込まれます。

８）市町村議会選挙に制限連記制導入

現在大選挙区非移譲式単記制を採っている市町村議会選挙（ただし政令指定都市を除く）に「制限連記制」を導入する。連記しうる候補者数は、議員定数２０名までは２名、同３０名までは３名、同４０名までは４名、同４１名以上は５名までとする。これにより、有権者の投票に対する意識を高めて投票率を押し上げる。また、無所属候補者たちの政策ごとのグループ化を促す。

※　以下は、「**公職選挙法改正提言本文**　（１）改正提言要綱」として分類され、「様式３」に則って記載されます。

８）市町村選挙に制限連記制導入

１　現行法の歴史的な経緯

１－１　1880 年－1946 年

1870 年頃から、先進地域において、公選制の議会（民会）設置する例がみられるようになる。選挙制度はまちまちだが、連記制を採用していた例を確認できる。

1880 年、「区町村会法」制定。区町村に公選議員からなる区町村会を設けた（選挙制度はおそらく連記制）。

1888 年には市制・町村制を制定し、市町村会は公民の等級選挙制に基づく公選名誉職議員で構成することとした。選挙は半数改選制、完全連記式。

1911 年、市制・町村制改正。半数改選制廃止。連記式から単記式に変更（1899 年の府県制改正で単記式が採用され、翌 1900 年の衆議院議員選挙法で中選挙区制（大選挙区単記式）が導入されていたのに平仄を合わせたもの）。

1921 年、市制・町村制改正。直接市町村税納税者を公民とし（公民権拡張）、町村会議員の等級選挙を廃止し、市を 2 級選挙制に改め、議員選挙の規定を整備した。

1926 年、市制、町村制等改正。市町村会議員についても普通選挙制導入。

１－２　1947 年以降

1947 年、地方自治法制定、施行。（選挙制度についてはほとんど変更なし）

1950 年、公職選挙法制定。

1952 年、地方自治法改正。特別区長の公選制廃止。

1975 年、地方自治法改正。特別区長の公選制復活。

２　現行法の概要／問題点／改革課題

２－１　概要

大選挙区非移譲式単記制。市町村という行政区のまとまりで一つの選挙区を形成する。議員定数は人口規模に応じる。有権者は一人の候補者に対して一票を投じる。

例えば、最小規模の東京都青ヶ島村議会選挙の場合は定数 6 人・有権者数 138 人（2013 年選挙時）であるが、最大規模の同世田谷区議会の場合は定数 50 人・有権者数 708,183 人（2015 年選挙時）である。

２－２　無風選挙

特に小さな規模の市町村において、議員のなり手が少ない。若干名のみの落選という事例も、また無投票当選も増え、有権者の選択肢が極端に狭まっている。そのため議員職が名誉職的な扱いとなり、高齢者・男性によって議会が占められている。

２－３　顔の見えない選挙

特に大規模の市区において、定数が多すぎるため立候補者について有権者が把握しにくい。単記制により、総投票に対して得票率数パーセントでも当選可能なため好意当選が増える。その裏返しとして有権者の落選させる意思を実現することも難しい。

２－４　正統性への疑義

投票者の１～２パーセントの得票での当選は、当該議員の当該選挙区の「代表」としての正統性を担保しづらい。

２－５　政策よりも個人的つながり

大選挙区制のため同じ政党から複数人の候補者が立つ。そのため政策本位の選挙ではなく、個人的つながりを媒介にした利益誘導型選挙になりやすい。

２－６　政策ごとのまとまりが形成されていない

特に小規模の町村において、政党や政策ごとのグループが存在しない、または形成しづらいという現状がある。それゆえに政策本位の選挙になりにくい。

３　あるべき姿／めざす目標／抜本的法改正の内容

３－１　市区町村選挙における比例代表制の導入。

４　目下の法改正提言・根拠

４－１　改正条文案（下線）

（投票の記載事項及び投函）

第四十六条　衆議院（比例代表選出）議員若しくは参議院（比例代表選出）議員又は政令指定都市の議会を除く市町村議会の選挙以外の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

２　衆議院（比例代表選出）議員の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に一の衆議院名簿届出政党等（第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）の同項の届出に係る名称又は略称を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

３　参議院（比例代表選出）議員の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に公職の候補者たる参議院名簿登載者（第八十六条の三第一項の参議院名簿登載者をいう。以下この章から第八章までにおいて同じ。）一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。ただし、公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名を自書することに代えて、一の参議院名簿届出政党等（同項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）の同項の届出に係る名称又は略称を自書することができる。

４　政令指定都市の議会を除く市町村議会の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の公職の候補者のうち、以下の各号に掲げる人数を超えない数の候補者の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

一　議員定数二〇人以下の議会の選挙にあっては、二人。

二　議員定数二一人以上三〇人以下の議会の選挙にあっては、三人。

三　議員定数三一人以上四〇人以下の議会の選挙にあっては、四人。

四　議員定数四一人以上の議会の選挙にあっては、五人。

５　投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

（記号式投票）

第四十六条の二　地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の投票（次条、第四十八条の二及び第四十九条の規定による投票を除く。）については、地方公共団体は、前条第一項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、投票用

紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人又は政令指定都市の議会を除く市町村議会の選挙にあっては第四六条第四項に規定する人数以下のものに対して、投票用紙の記号を記載する欄に〇の記号を記載して、これを投票箱に入れる方法によることができる。

４－２　改正根拠

４－２－１　積極的根拠

地方議会の規模に応じて比例的に有権者の参政権を保障する必要性がある。当選議員一人あたりの得票数を、ある程度平準化する必要がある。

４－２－２　消極的根拠

現行の大選挙区非移譲式を踏襲しているため、激変を回避した改正案である。また、過去にも地方議会、国政選挙において実施した実績もあるので、有権者の混乱は少ないことが予想される。

５　抜本的法改正が実現した場合の効果

５－１　理念と政策が一致した政党を育てる。

５－２　同一政党の国政レベルと地方議会レベルでの政策を一貫させる。

５－３　死票を減じる。

５－４　政策本位の選挙を実現する。

５－５　民意を議会により忠実に反映させる。

６　目下の法改正が実現した場合の効果

６－１　有権者の選択肢が増える。政治的有効性感覚が醸成され、投票率向上に資する。

６－２　政策ごとのグループ化が促される。その後政党の結成へと発展することを期待できる。

６－３　市区町村選挙においても、政策本位の選挙が促される。

６－４　議員の多様性を確保することが促される。